第32回

定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2021年8月26日 (木曜日) 午前10時

開催場所 東京都中央区銀座七丁目4番12号

Shinwa Wise Holdings株式会社

1階ホール

(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

株主総会にご出席いただけない場合

書面 (郵送) により議決権を行使くださいますよう お願い申し上げます。

議決権行使期限

2021年8月25日 (水曜日) 午後6時 (到着分) まで

新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、 会場スタッフはマスク着用で対応させていただく 予定ですので、予めご了承ください。 また、本株主総会では感染防止のための措置を講 じる場合がありますので、ご協力の程お願い申し あげます。

なお、今後の状況変化により、株主総会の運営に 大きな変更が生ずる場合は当社ウェブサイト (https://www.shinwa-wise.com/) にてお知 らせいたします。

Shinwa Wise Holdings株式会社

証券コード:2437

株主各位

東京都中央区銀座七丁目4番12号 Shinwa Wise Holdings株式会社 代表取締役社長 倉 田 陽 一 郎

第32回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第32回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、 ご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年8月25日(水曜日)午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

- **1. 日 時** 2021年8月26日(木曜日)午前10時
- 2. 場 所 東京都中央区銀座七丁目4番12号

Shinwa Wise Holdings株式会社 1階ホール (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

- 3. 目的事項 報告事項
- 1. 第32期 (2020年6月1日から2021年5月31日まで) 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第32期(2020年6月1日から2021年5月31日まで)計算書 類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役6名選任の件

第2号議案 役員賞与支給の件

第3号議案 当社とアイアート株式会社との株式交換契約承認の件

以上

[◎]当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

[◎]株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレスhttps://www.shinwa-wise.com/)に掲載させていただきます。

- ②本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款 第 14 条 の 規 定 に 基 づ き 、 イ ン タ ー ネ ッ ト 上 の 当 社 ウ ェ ブ サ イ ト (ア ド レ ス https://www.shinwa-wise.com/)に掲載しております。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ②連結計算書類の「連結注記表|
 - ③計算書類の「個別注記表|
 - ④株主総会参考書類の第3号議案「当社とアイアート株式会社との株式交換契約承認の件」のうち、「(4)アイアート株式会社の最終事業年度にかかる計算書類等の内容」

なお、①から③の事項は、会計監査人または監査役が会計監査報告または監査報告を作成する に際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類に含まれております。

◎新型コロナウイルス感染症の感染防止へのご協力のお願い

新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、株主様の安全と健康を第一に考えたご対応を 以下のとおり実施させていただきます。

なお、今後の流行状況により、株主総会の運営に変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレスhttps://www.shinwa-wise.com/)に掲載いたします。

1. 株主の皆様へのお願い

①本株主総会への出席を見合わせた場合であっても、同封の議決権行使書用紙によって株主様の議決権を行使することができますので、ぜひご利用をご検討ください。議決権行使書用紙による議決権の行使方法の詳細は、同用紙の記載をご参照ください。

【議決権行使期限】2021年8月25日(水)午後6時(到着分)まで

- ②本株主総会への出席をご検討されている株主様には、当日までの健康状態にご留意いただき、 くれぐれもご無理をなされませぬようお願い申し上げます。
 - また、ご高齢の方、既往症のある方、体調に不安のある方、妊娠されている方、直近で海 外渡航されていた方は、本株主総会への出席を見合わせることをご検討ください。
- 2. 本株主総会における当社の対応について
 - ①例年よりも縮小した規模での開催となります。
 - ②株主様同士のお席の間隔を広くとるため、十分な席数を確保できない可能性がございます。 座席数を超える来場がある場合、入場を制限させていただく場合がございます。
 - ③新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、会場スタッフはマスク着用で対応させていた だく場合がありますので、予めご了承ください。
 - ④入場の際にはマスクを着用の上、受付設置の消毒用アルコール液をご利用いただきますようお願い申し上げます。
 - ⑤当日は、会場受付にて体温測定をお願いする場合がございます。37.5度以上の発熱が確認された株主様の入場を制限させていただく場合がございます。
 - ⑥会場において体調不良を感じた株主様は会場スタッフにお申し出ください。また、体調不良と見受けられる株主様へ会場スタッフがお声がけすることがございます。

(提供書面)

事 業 報 告

(2020年6月1日から) (2021年5月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 当連結会計年度の事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度(2020年6月1日~2021年5月31日)におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が一旦落ち着きをみせ、緊急事態宣言が解除されてからは国内の経済活動は徐々に再開しましたが、11月以降に新型コロナウイルス感染症による景気下振れのリスクが急速に顕在化いたしました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大が内外経済に与える影響に加え、米中通商問題、ミャンマーでのクーデターなどの海外での問題、また経済の動向や金融資本市場の変動の影響も受け、先行きは極めて不透明な状況にあります。

そのような中、日本国内の美術品市場は、昨年後半から徐々に活気を取り戻り始めましたが、特にコンテンポラリーアート市場は全体の流通量も増加しております。この傾向は今後しばらく続くと思われ、当社もこの分野の強化をしてまいります。20世紀の日本近代美術は、依然、これまでの低迷感から抜け出しているとは言い切れない状況ではありますが、現在のアート業界全体の勢いを鑑みると、今後、日本の近代美術が大きく復活する可能性もあります。

エネルギー関連事業では、事業縮小を進めていますが、当期は、自社所有の秩父太陽光発電所の売却を完了しました。マレーシアのPKS事業に関しては、マレーシアの新型コロナウイルス感染拡大によるロックダウンがたびたび実施され、事業推進が困難な環境となり、情報収集を中心とする1年となりました。新型コロナウイルス感染症が収束次第、事業を本格的に再開し収益化を目指します。

各事業の業績は次のとおりです。

①オークション関連事業

オークション関連事業は、取扱高4,127,972千円(前年比45.6%増)、売上高1,869,280 千円(前年比21.5%増)、セグメント利益275,843千円(前年は146,361千円のセグメント損失)となりました。

種別の	業績	は次	のと	おり	です。
4 実 カリマノ	大大小貝	1/1/01	$^{\circ}$	40.7	C 9 0

部			F	月	取	扱	高	前年比 増減	構成比率	売 上	高 前年比 増減	構成比率				
	近	代	美	術		千円 902,400						% 66.7	% 21.9	千 170,55		% 9.1
 オ ー ク	近	代	陶	芸		385,932		27.1	9.3	70,01	.6 21.4	3.7				
ション事業	近台	弋美 術	Par	t II		233,	430	47.3	5.7	57,85	66.3	3.1				
	そ	0		他	1	,120,	915	209.1	27.2	282,21	220.2	15.1				
	小			計	2	2,642,	677	93.5	64.0	580,64	107.1	31.1				
オークシ	プラ	イベー	-トセ	ール	1	,483,	319	1.2	35.9	1,270,87	76 2.7	68.0				
ョン関連 そ の 他 事 業	そ	0		他		1,	976	△40.8	0.1	17,76	53 △11.4	1.0				
事業	小			計	1	,485,	295	1.1	36.0	1,288,64	10 2.4	68.9				
合			Ħ	+	4	,127,	972	45.6	100	1,869,28	30 21.5	100				

- (注) 1. 取扱高の前年比増減率と売上高の前年比増減率の乖離の大きな要因のひとつに、商品売上高の増減があります。商品売上高は、オークション落札価額に対する手数料収入、カタログ収入、年会費等と同様に売上高を構成する要素であり、在庫商品を販売した場合、その販売価格(オークションでの落札の場合には落札価額)を商品売上高として、売上高に計上することとしております。
 - 2. その他オークションは、出品の状況により随時開催しております。

i) オークション事業

当連結会計年度は、2020年5月期に開催できなかった近代美術オークション、近代美術 Part II オークション及び戦後美術&コンテンポラリーアートオークションを各2回、西洋 美術オークション、ワインオークション及びMANGAオークションを各1回の計9回のオークションを当期に加え、オークションの開催回数は40回(前年度開催回数21回)でした。主な内訳は、近代美術オークション、近代美術Part II オークション及び戦後美術&コンテンポラリーアートオークションを各7回、近代陶芸オークション及びワインオークションを各4回、西洋美術オークション、MANGAオークション及び Bags/Jewellery&Watchesオークションを各3回、特別オークションを1回で取扱高は昨年と比し93.5%増加し、大幅な増加となりました。

近代美術オークションは、出品点数86.0%増、落札点数85.3%増、エスティメイト下限合計額に対する落札価額合計額の比率は、平均で120.3%と高水準で推移いたしました。

近代陶芸オークションは、出品点数19.4%増、落札点数20.7%増、エスティメイト下限合計額に対する落札価額合計額の比率は、平均で168.8%と極めて高水準で推移いたしました。

近代美術 Part II オークションは、出品点数96.9% 増、落札点数85.1% 増、エスティメイト下限合計額に対する落札価額合計額の比率は、平均で119.0% と高水準で推移いたしました。

その他オークションでは、ワインオークションはワイン・リカーオークションと名称を変え、ウイスキーの取り扱いを本格的に始め、取扱高は325,640千円、前年比101.6%増となっております。新たな柱となり得る戦後・現代美術へのシフトの一環として、戦後美術&コンテンポラリーアートオークションを7回開催し、取扱高137,130千円、落札率83.3%の実績を上げました。また、初夏特別オークションを開催しており、落札率100%、エスティメイト下限合計額に対する落札価額合計額の比率は、294.9%と高水準で推移いたしました。

その結果、2020年5月期に開催予定で、今期に延期したオークション分の取扱高を前期に組み替えなおしても、オークションの年間取扱高は前年比34.7%増加いたしました。

オークション入札もこれまでの会場、電話、書面のほかにライブビッティングによる入札を可能にし、オークションに参加する顧客の幅が大きく拡大しております。

ii)オークション関連その他事業

プライベートセール部門では第3四半期以降復調の兆しが見られ、取扱件数は順調に推移し、取扱高1,483,319千円となりました。また、4月中旬以降に販売を開始したShinwa Art NFTを紐づけた作品の売上は短い期間ではありましたが順調に売り上げを伸ばし、取扱高27,236千円となっております。

その他、資産防衛ダイヤモンド販売事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大にかかる各国の金融緩和政策から生じるインフレ懸念から、資産防衛としての需要が高まり、今期は取扱高471.147千円、前年比で96.1%増加しました。

②エネルギー関連事業

マレーシアにおけるPKS事業では、継続して収益改善に取り組むとともに、販売先の開拓にも注力いたしましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による、マレーシア政府のたびたびのロックダウン政策により、事業推進が困難な環境となり、情報収集を中心とする1年となりました。新型コロナウイルス感染症が収束次第、事業を本格再開し収益化を目指します。一方、当社が自社所有しておりました発電所を売却し、当連結会計年度の売上高937,177千円(前年比435.2%増、対前年増加額762,059千円)、セグメント利益は、51,555千円(前年は34,590千円のセグメント損失)となりました。

以上により、当連結会計年度の業績は、売上高2,813,145千円(前年比63.6%増、対前年増加額1,093,989千円)、営業利益211,998千円(前年は271,469千円の営業損失)、経常利益198,421千円(前年は322,739千円の経常損失)、親会社株主に帰属する当期純利益23,367千円(前年は305,705千円の親会社株主に帰属する当期純損失)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は、18,899千円であります。その主なものは、ソフトウェア取得17,070千円であります。

(3) 資金調達の状況

当社グループは運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。その当座貸越極度額の総額は100,000千円であり、連結会計年度末の借入実行残高は86,700千円であります。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が内外経済に与える影響に加え、米中通商問題などの海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響も受け、わが国の経済の先行きは極めて不透明な状況にあります。

オークション関連事業においては、古美術やワイン等の一部のオークションの堅調な推移 が期待できる一方、ここ数年、近代美術の中低価格帯の相場が低迷しており、この状況は今 期も継続する可能性があります。

当社グループは、「日本近代美術再生プロジェクト」と題した、日本の20世紀の近代美術の再評価と価値付けに取り組んでまいりましたが、近代美術だけでなく、近代美術以外の新たな柱となり得るコンテンポラリーアート(戦後美術を含む)へのシフトに注力してまいります。また、新たに「資産形成アート投資サロン」を立ち上げ、アートコレクターを呼び込み、オークションへの取扱点数と取扱価格を増加させると同時に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に影響されにくい新たな事業の開発に積極的に取り組んでまいります。具体的には、ITを利用して顧客の美術作品の保管する倉庫事業を立ち上げると同時に、アートファンドを立ち上げることにより、アートの価値を高め、事業の拡大を図ってまいります。また、オークション事業から派生した資産防衛ダイヤモンド事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大にかかる各国の金融緩和政策から生じるインフレ懸念から、資産防衛としてのダイヤモンドへの需要が高まってきており売上の増大を目指します。

エネルギー関連事業においては、同事業そのものの縮小を図り、アート関連事業に経営のリソースを集中させていくため、太陽光発電施設事業を縮小していきます。一方、マレーシアから日本へのPKS(ヤシ殼)輸出事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるマレーシア国内でのロックダウン状態が解除され次第、事業活動を積極的に再開し収益化を目指します。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し あげます。

2. 財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

区		分	第 29 期 2018年 5 月期	第 30 期 2019年 5 月期	第 31 期 2020年 5 月期	第 32 期 (当連結会計年度) 2021年 5 月期
売	上	祀	千円 2,781,368	千円 2,932,458	千円 1,719,155	千円 2,813,145
経常利益	益又は経常排	員失 (△)	千円 △265,494	千円 △134,967	千円 △322,739	千円 198,421
利益又に	株主に帰属す は親会社株主 期 純 損 失	Eに帰属す	千円 △257,306	千円 △56,546	千円 △305,705	千円 23,367
1株当た 株当た	たり当期純和 り 当期 純 排	削益又は 1 員失 (△)	△40円93銭	△8円66銭	△44円16銭	3円29銭
総	資	産	千円 6,120,821	千円 4,735,676	千円 3,085,092	千円 3,239,184
純	資	産	千円 1,906,976	千円 1,895,937	千円 1,760,373	千円 1,781,272
1 株	当たり	純資産	293円65銭	287円83銭	247円70銭	250円64銭

- (注) 1. 第29期の売上高、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益の著しい減少は、主にエネルギー関連 事業における太陽光発電施設の販売台数の減少及びマレーシアにおけるPKS事業の赤字業績によるもの であります。
 - 2. 第31期の売上高、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益の著しい減少は、主に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の緊急事態宣言を受けて、オークションの開催の自粛、営業活動の縮小を行ったことによるものであります。
 - 3. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) は期中平均発行済株式総数により、1株当たり 純資産は期末発行済株式総数により算出しております。
 - 4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第30期の期首から適用しており、第29期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(2) 当社の財産及び損益の状況

×	<u> </u>	分	第 29 期 2018年 5 月期	第 30 期 2019年5月期	第 31 期 2020年 5 月期	第 32 期 (当事業年度) 2021年 5 月期
取	扱	高	千円 1,625,396	千円 -	千円 -	千円 -
売	上	高	千円 864,243	千円 546,971	千円 328,045	千円 335,663
経常利益	益又は経常技	員失 (△)	千円 54,228	千円 17,809	千円 △91,938	千円 △22,272
当期	純 利 益純 損 失	益又は	千円 45,818	千円 △14,915	千円 △336,016	千円 △56,093
1株当 株当た	たり当期純 り当期純打	利益又は1 員失(△)	7円29銭	△2円28銭	△48円53銭	△7円89銭
総	資	産	千円 3,332,640	千円 3,385,594	千円 2,192,150	千円 1,943,939
純	資	産	手円 1,923,803	千円 1,978,125	千円 1,819,565	千円 1,763,471
1 株	当たり	純資産	300円15銭	300円30銭	256円02銭	248円13銭

- (注) 1. 取扱高とは、オークション落札価額(ハンマープライス)、プライベートセール及び交換会での取引価額等の総称であります。当社は2017年12月1日より持株会社体制へ移行し、当社の主たる事業であったオークション関連事業を、100%子会社のShinwa Auction株式会社に承継させたため、第30期より取扱高の記載を省略しております。
 - 2. 第29期及び第30期の取扱高及び売上高の著しい減少は、2017年12月1日より持株会社体制へ移行し、当 社の主たる事業であったオークション関連事業を、100%子会社のShinwa Auction株式会社に承継させ たことによるものであります。
 - 3. 第31期の売上高、経常利益及び当期純利益の著しい減少は、主に新型コロナウイルス感染症の影響による子会社業績の悪化を受けて、子会社への売上高(経営指導料)の減額を行ったことによるものであります。
 - 4. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純 資産は期末発行済株式総数により算出しております。

3. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
Shinwa Auction株式会社	50,000千円	100.0%	美術品を中心としたオークションの 企画及び運営
Shinwa Prive株式会社	10,000千円	100.0%	美術品取引 (画廊業)
Shinwa ARTEX株式会社	90,000千円	100.0%	エネルギー関連事業その他新規事業 開発
Shinwa Market株式会社	10,000千円	51.0%	宝飾品を中心としたオークションの 企画及び運営
シンワクリエイト株式会社 (注) 1	10,000千円	100.0%	不動産の売買、賃貸、管理
シンワメディコ株式会社 (注) 1	20,000千円	70.0%	医療機関向け支援事業
SHINWA APEC MALAYSIA SDN. BHD. (注) 1	MYR1,000,000	100.0%	マレーシアにおけるPKS事業

- (注) 1. 当社の孫会社であります。
 - 2. 当連結会計年度末日において特定完全子会社はありません。

(3) その他

持分法適用関連会社

ASIAN ART AUCTION ALLIANCE COMPANY LIMITEDは、重要性の観点から、当連結会計年度より持分法適用関連会社から除外しております。

4. 主要な事業内容(2021年5月31日現在)

当社グループは、主にオークション関連事業及びエネルギー関連事業を行っております。各事業の内容は以下のとおりであります。

① オークション関連事業

オークション関連事業は、大きくオークション事業とオークション関連その他 事業に分けられます。

オークション事業は、取り扱い作品・価格帯により、近代美術オークション、近代陶芸オークション、近代美術Part II オークションを定期的に開催しております。その他、戦後美術&コンテンポラリーアート、西洋美術、ワイン、MANGA、ブランド雑貨、時計、宝飾品等のオークションを随時開催しております。

オークション関連その他事業は、プライベートセール(オークション以外での 相対取引である画廊事業等)を中心に、貴金属等買取サービス等も行っております。

部	門	主 要 な 内 容					
	近代美術オークション	・近代日本画、近代日本洋画、彫刻、外国絵画等のオーク ション ・落札予想価格(以下「エスティメイト」という)の下限 金額が概ね20万円以上の作品					
オークション 事 業	近代陶芸オークション	・近代陶芸(茶碗、壷、香炉等)のオークション (一部古美術を含む)					
学 未	近代美術Part II オークション	・著名作家の版画、日本画、洋画、陶芸等のオークション ・エスティメイトの下限金額が概ね2万円以上の作品					
	その他オークション	・戦後美術&コンテンポラリーアート、西洋美術、ワイン、マンガ、ブランド雑貨、時計、宝飾品等の上記以外のオークション					
オークション	プライベートセール	・オークション以外での相対取引である画廊事業等					
オークション 関連 その 他事 業	そ の 他	・主として2万円未満の低価格作品に関し、美術業者間交 換会にて販売を委託された取引 ・貴金属等買取サービス他					

② エネルギー関連事業

富裕層及び法人向けに、50kW級の低圧型太陽光発電施設、高圧型太陽光発電施設の販売を行い、一部を自社保有して売電事業を行っております。

また、マレーシアにおいて、バイオマス発電の燃料となるPKS (パーム椰子殻) の販売事業を行っております。

③ その他

海外不動産販売紹介事業、医療機関向け支援事業、保険事業及びミャンマー連邦共和国における植林事業等を行っております。

5. 主要な事業所等 (2021年5月31日現在)

(1) 当社

本社 東京都中央区

(2) 子会社

Shinwa Auction株式会社	東京都中央区
Shinwa Prive株式会社	東京都中央区
Shinwa ARTEX株式会社	東京都中央区
Shinwa Market株式会社	東京都中央区

(3) 孫会社

シンワクリエイト株式会社	東京都中央区
シンワメディコ株式会社	東京都中央区
SHINWA APEC MALAYSIA SDN. BHD.	マレーシア パハン州 クアンタン市

6. 使用人の状況 (2021年5月31日現在)

(1) 企業集団の使用人の状況

国内外の別	事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
	オークション関連事業	19(7)名	-(1名増)
	エネルギー関連事業	4(0)	-(1名減)
国内 (注)2・3	全 社 (共 通)	5(0)	1名減(-)
(その他	1(0)	-(-)
	小計	29(7)	1名減(-)
国外	エネルギー関連事業	7(0)	-(-)
四71	小計	7(0)	-(-)
	合 計	36(7)	1名減(-)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、出向者及びアルバイトは() 内に外数で記載しております。
 - 2. 「全社(共通)」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属している ものであります。
 - 3. 「国内その他」として記載している使用人数は、いずれの事業区分にも属さない国内の子会社に属する ものであります。

(2) 当社の使用人の状況

使	用	人	数	前	年	度	末	比	増	減	平	均	年	齢	平	均	勤	続	年	数
			5名						14	ろ減			47	7.3歳					10.5	

7. 主要な借入先(2021年5月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みなと銀行	201,421千円
株式会社三井住友銀行	116,700千円
株式会社武蔵野銀行	95,000千円
株式会社みずほ銀行	20,000千円

8. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ 会社の状況に関する事項

1. 株式に関する事項(2021年5月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

18,000,000株

(2) 発行済株式の総数

7,439,900株

(3) 株主数

4,134名

(4) 大株主

株	主	名	持	株	数	持	株	比	率
サイブ	リッジ合同	会 社		359),100株			5	5.05%
倉常任代理力	田陽	一 郎 式 会 社		340	,000			4	1.78
采 譽 投常任代理力	(資 有 限 三田証券株	公 司式会社		330	,000			4	1.64
B N Y O A C C O A C I S	GCM CLI UNT J GG (FE-	ENT PRD AC)		277	7,500			3	3.90
松井証	券 株 式	会 社		219	,400			3	3.09
株式会	社 ヤ ン グ ア	· - }		205	5,000			2	2.88
堀	泰	幸		150	0,000			2	2.11
日 本 証	券 金 融 株 式	会 社		149	,400	·	·	2	2.10
株式会	社ヤング	住 研		126	,000			1	.77
S M B C	日興証券株:	式 会 社		113	3,800			1	.60

- (注) 1. 当社は自己株式を332,882株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 - 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) **取締役及び監査役に関する事項**(2021年5月31日現在)

	地		位		氏			名	担当及び重要な兼職の状況
代	表取	締	役 社	長	倉	田	陽 —	- 郎	国内戦略、国内・海外事業担当 Shinwa Auction株式会社代表取締役会長 Shinwa Prive株式会社代表取締役社長 Shinwa ARTEX株式会社取締役 Shinwa Market株式会社代表取締役社長 シンワメディコ株式会社取締役 シンワクリエイト株式会社代表取締役社長 ASIAN ART AUCTION ALLIANCE COMPANY LIMITED 代表取締役 SHINWA APEC MALAYSIA SDN. BHD. 取締役 株式会社レジストアート取締役 中国芸術品投資管理有限公司董事 公益財団法人堀科学芸術振興財団理事
取	締	役	会	長	伊	勢	彦	信	イセ食品株式会社代表取締役 イセアメリカ株式会社代表取締役 一般財団法人イセ文化財団代表理事 アイアート株式会社代表取締役 シンワクリエイト株式会社取締役
取		締		役	秋	元	之	浩	リーテイルブランディング株式会社代表取締役社長 H.ISE Singapore Pte. Ltd.取締役 ISEパワー株式会社代表取締役社長 ISEエネルギー株式会社取締役 イセ・エスフーズ株式会社代表取締役社長 アイアート株式会社取締役 イセ食品株式会社取締役 Shinwa ARTEX株式会社取締役 シンワクリエイト株式会社取締役
取		締		役	岡	崎	奈美	子	管理担当 Shinwa ARTEX株式会社代表取締役社長 Shinwa Auction株式会社取締役 シンワメディコ株式会社代表取締役社長
取		締		役	高	橋	健	治	管理担当
取		締		役	張		志	軍	采譽投資有限公司董事 喜昌投資有限公司董事長 Shinwa Prive株式会社取締役 シンワクリエイト株式会社取締役
常	勤	監	査	役	小	林	公	成	株式会社KKホールディングス代表取締役
監		査		役	大	谷	恭	子	弁護士 アリエ法律事務所 パートナー
監		査		役	高	橋	隆	敏	税理士 Vistra Japan税理士法人代表社員

- (注) 1. 取締役伊勢彦信氏、取締役秋元之浩氏及び取締役張志軍氏は、社外取締役であります。
 - 2. 常勤監査役小林公成氏、監査役大谷恭子氏及び監査役高橋隆敏氏は、社外監査役であります。
 - 3. 監査役小林公成氏は、過去に事業会社の経理部門で長年にわたり勤務された経験があり、財務及び会計 に関する相当程度の知見を有しております。
 - 4. 監査役高橋隆敏氏は、税理士の資格を有しており、また、過去に会計事務所に勤務された経験があり、 財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 5. 当社は、監査役小林公成氏、監査役大谷恭子氏及び監査役高橋隆敏氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 - 6. 当事業年度中に退任した取締役は次のとおりであります。

氏 名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当 及び重要な兼職の状況
羽佐田信治	2020年12月31日	辞任	取締役 国内事業担当
関村也寸志	2021年5月31日	辞任	取締役 国内事業担当

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

①被保険者の範囲

当社および当社のすべての子会社の取締役、監査役。

②保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員としての業務につき行った行為(不作為を含む)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用を補償するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は保障対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社が負担します。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年7月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえ適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬により構成し、取締役の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬等を総合的に勘案して決定するものとしております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等については、1989年6月14日開催の第1回定時株主総会において取締役年間報酬総額の上限を150,000千円と決議頂いております。なお、第1回定時株主総会決議時において、取締役の員数は5名でありました。また、監査役の報酬等については、2014年8月28日開催の第25回定時株主総会で監査役年間報酬総額の上限を50,000千円と決議をいただいております。なお、第25回定時株主総会決議時において、監査役の員数は3名でありました。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長の倉田陽一郎氏がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分としております。

委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役及び監査役の報酬等の総額等

区		分	支給人員	報酬等の総額 (千	報酬等の	種 類 別 の 額	(千円)
		7,1	又和八貝	円)	固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬
取	締	役	8名	86,192	77,192	9,000	-
(う	ち 締	外 役)	(3名)	(22,400)	(20,400)	(2,000)	-
監	査	役	3名	13,400	13,400		-
(う	ち 査	外	(3名)	(13,400)	(13,400)		-
合		計	11名	99,592	90,592	9,000	-

- (注) 1. 当事業年度末の取締役の員数は6名、監査役の員数は3名であります。
 - 2. 上記の人員及び報酬等の総額は、2020年12月31日及び2021年5月31日をもって辞任した社内取締役2名を含めております。
 - 3. 業績連動報酬等の内容は、取締役に対する賞与であります。業績連動報酬等の額は、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として業績等に鑑みて、一定の時期に支給しております。目標となる業績指標とその値は、中長期に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めるため、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行っております。なお、当事業年度を含む連結営業利益の推移は「I事業報告 2.財産及び損益の状況」に記載のとおりであります。
 - 4. 上記支給額には、2021年8月26日開催の第32回定時株主総会において付議いたします役員に対する賞与支給予定額9,000千円(取締役9,000千円)が含まれております。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・取締役伊勢彦信氏は、イセ食品株式会社の代表取締役、イセアメリカ株式会社の代表取 締役、一般財団法人イセ文化財団の代表理事、アイアート株式会社の代表取締役であり ます。当社とアイアート株式会社との間には競業関係がありますが、当社と他の各兼職 先との間には特別な関係はありません。
 - ・取締役秋元之浩氏は、リーテイルブランディング株式会社の代表取締役社長、H.ISE Singapore Pte. Ltd.の取締役、ISEパワー株式会社の代表取締役社長、ISEエネルギー株式会社の取締役、イセ・エスフーズ株式会社の代表取締役社長、アイアート株式会社の取締役、イセ食品株式会社の取締役であります。当社とアイアート株式会社との間には競業関係がありますが、当社と他の各兼職先との間には特別な関係はありません。
 - ・取締役張志軍氏は、采譽投資有限公司の董事及び喜昌投資有限公司の董事長でありますが、当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。
 - ・監査役小林公成氏は、株式会社KKホールディングスの代表取締役でありますが、当社 と兼職先との間には特別な関係はありません。
 - ・監査役大谷恭子氏は、アリエ法律事務所のパートナー弁護士でありますが、当社と兼職 先との間には特別な関係はありません。
 - ・監査役高橋隆敏氏は、Vistra Japan税理士事務所の代表社員であります。同事務所と当社の一部のグループ会社との間で役務提供等の取引関係がありますが、当社グループ全体で同事務所へ支払った報酬は、当社の連結売上高の0.1%未満、同事務所が受領した売上高の1%未満と僅少であるため、一般株主と利益相反が生じる恐れがなく、当社の監査業務に影響を及ぼすものではないと判断しております。

② 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

								取締	役会			監査役会						
					出	席	口	数	出	席	率	出	席	口	数	出	席	率
取締役	伊	勢	彦	信		23回	中17[П		73.9	%		-	_			_	
取締役	秋	元	之	浩		23回中22回				95.7	′%		-	_			_	
取締役	張		志	軍		23回	 18に	П		78.3	%		-	=			_	
監査役	小	林	公	成		23回	中21[П		91.3	%		16回	† 16[П		100	%
監査役	大	谷	恭	子		23回中21回				91.3% 16回中16回		П	100%		%			
監査役	高	橋	隆	敏		23回	中19[П		82.6	%		16回	†16[п		100	%

⁽注) 当事業年度においては、取締役会を23回、監査役会を16回開催しております。

(6) 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役伊勢彦信氏は、経営者としての豊富な知識と経験に加え、美術作品に関する豊富な見識を活かし、社外取締役として当社の経営全般に対する提言や取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜必要な発言を行っております。

取締役秋元之浩氏は、経営者としての豊富な知識と経験を活かし、社外取締役として当社の経営全般に対する提言や取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜必要な発言を行っております。

取締役張志軍氏は、中国ビジネスに関する豊富な見識を活かし、社外取締役として当社の経営全般に対する提言や取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜必要な発言を行っております。

監査役小林公成氏は、会社役員や経営コンサルタントとして培った豊富な経験と専門知識を活かし、客観的・中立的立場から、社外監査役として取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜必要な発言を行っております。また、監査役会において適宜必要な発言を行っております。

監査役大谷恭子氏は、弁護士としての専門性を活かし、客観的・中立的立場から、社外監査役として取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜必要な発言を行っております。また、監査役会において適宜必要な発言を行っております。

監査役高橋隆敏氏は、税理士としての専門性と会計事務所勤務の経験を活かし、経営監視の観点から意見を述べるなど、社外監査役として取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜必要な発言を行っております。また、監査役会において適宜必要な発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

UHY東京監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

16.800千円

- ② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上 16,800千円 の利益の合計額
 - (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算書類監査の状況

当社の重要な子会社の中には、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む)の監査を受けている 海外の子会社があります。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会は、その適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

連結貸借対照表

(2021年5月31日現在)

資產 0	部	負	債	の部
科目	金額	科	目	金額
流 動 資 産	2,732,474	流 動	負 債	1,106,332
現金及び預金	477,576	買	掛金	21,789
	493,402	オーク	ション未払金	545,962
オークション未収入金	521,770	短 期	借 入 金	86,700
		1 年内債	賞還予定の社債	10,000
商品品	1,031,922	1年内返済	斉予定の長期借入金	22,336
前 渡 金	64,723	未 払	法 人 税 等	96,379
その他	143,081	賞 与	引 当 金	12,270
貸倒引当金	△2	役 員 賞	算 与 引 当 金	14,500
		そ	の他	296,394
固定資産	506,709	固 定	負 債	351,579
(有形固定資産)	109,267	社	債	5,000
建物及び構築物	46,922	長 期	借 入 金	310,585
機械装置及び運搬具	30,405	退職給	付に係る負債	14,085
		そ	の他	21,909
土 地	12,900	負 債	合 計	1,457,911
そ の 他	19,039	純	資 産	の部
(無形固定資産)	30,053	株 主	資 本	1,785,488
ソフトウエア	30,053	資	本 金	1,133,142
		資 本	剰 余 金	801,835
(投資その他の資産)	367,388	利 益	剰 余 金	△63,190
投 資 有 価 証 券	51,420	自己	株 式	△86,299
関係会社株式	64,873	その他の包	括利益累計額	△4,216
操延税金資産	174,141	為替換	算調整勘定	△4,216
そ の 他	92,313	純 資	産 合 計	1,781,272
貸倒引当金	△15,358			
資 産 合 計	3,239,184	負債・	純 資 産 合 計	3,239,184

連結損益計算書

(自 2020年6月1日) 至 2021年5月31日)

科	目		金	額
売 上	高			2,813,145
売 上 原	価			1,886,069
売 上 総	利	益		927,076
販売費及び一般管理	費			715,077
営 業 利	;	益		211,998
	益			
受 取 利		息	519	
		益	141	
デ リ バ テ ィ ブ		益	1,402	
受 取 保		金	837	
		金	160	
助 成 金		入	10,188	
受 取 査 定		幡	882	
為 差		益	7,777	
その		他	1,823	23,734
	用			
支 払 利		息	6,885	
支 払 手		料	6,594	
保険解		損	12,710	
借入金繰上返		用	8,658	
ج		他	2,463	37,311
経常利		益		198,421
	益	٠,	1 007	
固定資産売		益	1,027	0.505
役員退職慰労金		額	1,500	2,527
	失 費	_m	80,454	
		用 金	28,000	
が 新 設 関 連		笠 失	1,300	
西 定 資 産 除		大 損	1,262	111,016
せい 日本		益	1,202	89,932
法人税、住民税及乙		亜 税	71,455	09,932
法人税、等調		額	71,433 △4,890	66,565
		益	= 1,070	23,367
親会社株主に帰属する当				23,367

連結株主資本等変動計算書

自 2020年6月1日) 至 2021年5月31日)

		株	主 資	本		その他の累	包括利益	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計	為替換算調 整 勘 定	その他の包 括利益累計 額 合	純資産合計
当 期 首 残 高	1,133,142	801,835	△86,557	△86,299	1,762,120	△1,747	△1,747	1,760,373
当 期 変 動 額								
親会社株主に帰属する当期純利益			23,367		23,367			23,367
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)						△2,468	△2,468	△2,468
当期変動額合計	-	-	23,367	-	23,367	△2,468	△2,468	20,898
当 期 末 残 高	1,133,142	801,835	△63,190	△86,299	1,785,488	△4,216	△4,216	1,781,272

貸借対照表

(2021年5月31日現在)

資 産 の	部		負	債	σ)	部
科目	金額	科			目	金	額
流 動 資 産	1,418,335	流	動	負 債	Ę		172,473
現 金 及 び 預 金	104,803	買		掛	金		3,607
オークション未収入金	1,337	オ -	- クシ	ョン未	払 金		2,351
未 収 入 金	187,029	短	期	借 入	金		86,700
売 掛 金	78,892	1年	内償遗	還予定の	社 債		10,000
商品	330,198	未	払 法	人 税	等		10,840
関係会社短期貸付金	672,900	賞	与	引 当	金		1,426
l 年 内 回 収 予 定 の 関 係 会 社 長 期 貸 付 金	24,800	役	員 賞	与 引 当	金		9,000
		そ		の	他		48,547
そ の 他	18,375	固	定	負 債	Ę		7,994
貸倒引当金	△2	社			債		5,000
固定資産	525,604	退	職給	付 引 当	金		1,755
(有形固定資産)	55,862	長	期	預 り	金		1,239
建物	46,199	負	債	合	計		180,467
工具器具及び備品	9,663		純	資	産	の	部
(無形固定資産)	17,919	株	主	資 本	Z		1,763,471
ソフトウエア	17,919	資	本	S	金		1,133,142
(投資その他の資産)	451,821	資	本 乗	余	金		801,835
投 資 有 価 証 券	50,050	資	本	準 備	金		737,892
関係会社株式	120,600	その	の他質	資本 剰 🤋	余 金		63,943
出 資 金	500	利	益 乗	余	金		△85,206
敷 金 及 び 保 証 金	37,269	利	益	準 備	金		37,687
長 期 未 収 入 金	16,485	その	の他系	河 益 剰 🤋	余 金		△122,894
関係会社長期貸付金	292,510	繰	越 利	益剰	全 金		△122,894
繰 延 税 金 資 産	98,923	自	己	株	式		△86,299
貸 倒 引 当 金	△164,516	純	資	産 合	計		1,763,471
資 産 合 計	1,943,939	負債	• 純	資産	信信		1,943,939

損益計算書

(自 2020年6月1日) 至 2021年5月31日)

	科				目		金	額
売		上		高	i i			335,663
売		上	原	価	i			122,093
	売	上	総	利		益		213,569
販	売 費	及び一	般 管	理 費				249,967
	営	業 損	失	(\triangle)		△36,397
営	業	外 外	収	益	:			
	受	取		利		息	13,189	
	為	替		差		益	2,014	
	そ		の			他	1,172	16,376
営	業	\$ 外	費	用				
	支	払		利		息	2,241	
	そ		の			他	10	2,251
	経	常 損	失	(\triangle)		△22,272
特		別	損	失				
	関	係会社賃	資 倒 引	当 金	繰 入	額	19,000	
	固	定資	産	除	却	損	113	
	訴	訟	関	連	損	失	1,300	20,413
	税引	前当り	朝 純	損失	(△)		△42,686
	法 人	税 、 住	民 税	及び	事 業	税	201	
	法	人 税	等	調	整	額	△13,205	△13,406
	当	期純	損 失	(\triangle)		△56,093

株主資本等変動計算書

(自 2020年6月1日) 至 2021年5月31日)

										1 1 4 7
		株		主		資	•	本	•	·
		資 本	剰	余 金	利 並	蛤 剰 🦠	余 金			
	資本金	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金	利益剰余金 合 計	自己株式	株主資本 合 計	純資産合計
		貝本毕順並	資本剰余金	合 計	刊益芋佣並	繰越利益 剰 余 金	合 計			
当 期 首 残 高	1,133,142	737,892	63,943	801,835	37,687	△66,801	△29,113	△86,299	1,819,565	1,819,565
当 期 変 動 額										
当期純損失(△)						△56,093	△56,093		△56,093	△56,093
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△56,093	△56,093	-	△56,093	△56,093
当 期 末 残 高	1,133,142	737,892	63,943	801,835	37,687	△122,894	△85,206	△86,299	1,763,471	1,763,471

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年7月26日

Shinwa Wise Holdings株式会社 取締役会 御中

UHY東京監査法人 東京都品川区

指定社員 公認会計士 鹿目 達也 印

指 定 社 員 公認会計士 安 河 内 明 印 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、Shinwa Wise Holdings株式会社の2020年6月1日から2021年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Shinwa Wise Holdings株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

会計上の見積りの変更に記載されているとおり、会社及び連結子会社は当連結会計年度より棚卸資産の評価基準について、見積り方法を変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な 虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対す る意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、 連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的 専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書目までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査 証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、 単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

DJ F

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年7月26日

Shinwa Wise Holdings株式会社 取締役会 御中

UHY東京監査法人 東京都品川区

指定社員 公認会計士 鹿目 達也 印

指定私員公認会計士 安河内 明 印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、Shinwa Wise Holdings株式会社の2020年6月1日から2021年5月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

会計上の見積りの変更に記載されているとおり、会社は当事業年度より棚卸資産の評価基準について、見積り方法を変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し 適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表 示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年6月1日から2021年5月31日までの第32期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

- 2. 監査の結果
- 事業報告等の監査結果
 - ・ ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システム に関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年7月26日

Shinwa Wise Holdings株式会社 監査役会

常勤監査役(社外) 小林公成即

社外監査役 大谷恭子印

社外監査役 高橋隆敏

株主総会参考書類

第1号議案 取締役6名選任の件

当社取締役6名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
	再任 倉 苗 陽一郎 (1965年2月11日生)	1987年4月 エス・ジー・ウォーバーグ証券会社入社 1988年10月 ウォーバーグ投資顧問株式会社入社 1992年4月 メースピアソン投資顧問株式会社入社 1997年10月 ミネルヴァ投資顧問株式会社設立代表 取締役 1998年10月 国務大臣金融再生委員会委員長政務秘書官 1999年7月 ミネルヴァ投資顧問株式会社代表取締役 2001年6月 当社代表取締役社長 2018年8月 当社代表取締役社長(現任)	
1	SHINWA APEC MALAYSIA 株式会社レジストアート取締役 中国芸術品投資管理有限公司董 (取締役候補者とした理 倉田陽一郎氏は、当社代表取締 月期の決算を4期ぶりに黒字転 ン事業を黒字化させただけでな の販売を推進しました。また、 た。これまで、当社代表取締役 し、経営のバランスに貢献して	取締役会長 役社長 結絡役社長 取締役社長 ANCE COMPANY LIMITED代表取締役 SDN.BHD.取締役	340,000株

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
	再任 伊 勢 彦 信 (1929年5月5日生)	1962年8月 イセ株式会社代表取締役 1969年5月 イセファーム株式会社代表取締役社長 1971年6月 イセ食品株式会社代表取締役 1980年12月 イセアメリカ株式会社代表取締役(現任) 1983年4月 イセ文化基金理事長 2010年12月 一般財団法人イセ文化財団代表理事(現任) 2019年5月 アイアート株式会社取締役 2020年7月 アイアート株式会社代表取締役(現任) 2020年3月 当社取締役会長(現任)	
2	(重要な兼職の状況) イセアメリカ株式会社 代表取締役 一般財団法人イセ文化財団 代表理事 アイアート株式会社 代表取締役 シンワクリエイト株式会社 取締役 (取締役候補者とした理由) 伊勢彦信氏は、世界有数の企業グループの一つであるイセ食品株式会社グループの 創業者であります。また、アートにも慧眼を持ち、イセ文化基金を運営し、世界のアートコレクターTOP100にランクされる世界有数のコレクターであります。社外取 締役就任以来、会社経営の経験と知識から、取締役会において当社の経営をこれまで にないスケールを目指すためのビジョンを示し、オークション会社の世界戦略として 当社が掲げる日本の美術取引市場を再生させ、世界に冠たるオークション会社オークションハウスを目指すという目標の早期実現のための礎となっており、同氏のこれまでの経験で得た世界基準のアートおよびオークションに対する深い造詣を取締役と		

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当	当社における地位及び担当 要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数	
		1990年 4 月	立山アルミニウム工業株式会社入社		
		2000年 4 月	伊藤忠商事株式会社生活資材部門リー		
			テイル室入社		
		同年8月	リーテイルブランディング株式会社設		
			立代表取締役専務		
		2004年 6 月	リーテイルブランディング株式会社代		
			表取締役社長(現任)		
		2007年11月	株式会社ナルミヤ・インターナショナル		
			取締役		
	再任	2009年 6 月	伊勢(香港)有限公司董事		
	秋 元 之 浩 (1967年4月13日生)	2009年7月	伊勢(中国)有限公司董事		
		2011年4月	H.ISE Singapore Pte.Ltd取締役(現		
			任)		
		2012年3月	株式会社小僧寿し本部取締役	30,000株	
		2014年 4 月	ISEパワー株式会社代表取締役社長 (現任)		
3		2015年 4 月	ISEエネルギー株式会社取締役(現任)		
		2018年 6 月	化・エスフース、株式会社代表取締役社長 (現任)		
		2019年 5 月	アイアート株式会社取締役 (現任)		
		2019年8月	イセ食品株式会社取締役(現任)		
		2020年 3 月	当社取締役 (現任)		
	(重要な兼職の状況)				
	リーテイルブランディング株式会社 代表取締役社長 H.ISE Singapore Pte.Ltd 取締役/ISEパワー株式会社				
	ISEエネルギー株式会社 取締役/イセ・エスフーズ株式会社 代表取締役社長				
	アイアート株式会社 取締役/イセ食品株式会社 取締役				
	Shinwa ARTEX株式会社 取締役/シンワクリエイト株式会社 取締役				
	(取締役候補者とした理由) 秋元之浩氏は、リーテイルブランディング株式会社を創業し、緊調に事業を拡大させて				
			1		
	います。またアイアート株式会社の取締役に就任し、アート業界にも身をおき、経営者。しての見識も深く、当社の営業体制強化のための組織とその運営体制の構築に大きく			the and	
	献、今後当社の時価総額の拡大を図りながら事業を急成長させて行くことを視野に、世界				
	に冠たるオークションハウスを目指すという目標の早期実現のため不可欠と考え、同氏の				
	実業家としての見識と経験から当社の経営戦略を客観的に分析してもらうため、引き続き				
	社外取締役候補者といたしました。				

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
候補者号	氏 (生 年 月 日) 再任 高 橋 健 治 (1977年7月6日生)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 で 重 要 な 兼 職 の 状 況) 2000年4月 株式会社中田商事入社 2005年3月 株式会社エヌシーシープロモ入社 2008年2月 株式会社オーガニックファクトリー入 社 2009年11月 株式会社モミアンドトイ・エンターテイ メント入社 2013年4月 リーテイルブランディング株式会社入 社 2018年10月 アールビー・エコー株式会社取締役 2020年2月 アールビー・トラスト株式会社業務部長	所 有 す る 当 社 の 株 式 数 -
		2020年2月	
	(取締役候補者とした理由)		
	高橋健治氏は、当社グループ全体のガバナンス強化、M&A案件業務を粘り強く遂		
	行しました。今後も当社耶		
	要な役割を果たすだけでな		
	取締役候補者といたしました。		

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
		1997年 4 月 海南建恒寶業投資有限公司入社	
	再任	2015年 5 月 采譽投資有限公司董事(現任)	
	CHEUNG Chi Kwan	同年12月 喜昌投資有限公司董事長(現任)	
	張 志 軍	2020年 3 月 当社取締役 (現任)	
	(1971年11月21日生)		
	(重要な兼職の状況)		
	采譽投資有限公司 董事		
	喜昌投資有限公司 董事長		
6	Shinwa Prive株式会社 取締役		_
	シンワクリエイト株式会社		
	(取締役候補者とした理E		
	張志軍氏は、采譽投資有限公司の董事を務めており、当社グループのアジア戦略上		
	の要となる人材です。同氏	を通して多くの中国企業との提携の実現、事業シナジーの	
	最大化が期待でき、今後の当社の経営の要の一つとなるアジア戦略を推進するために		
	も、適切な指針・ガバナンスを提供できる人材として、引き続き社外取締役候補者と		
	いたしました。		

- (注) 1.当社定款においては、会社法第427条第1項の規定により、当社と社外取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、会社法 第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。当社は当該規定に基づき、秋元氏、張氏との間で責任 限定契約を締結しており、同氏の再任をご承認いただいた場合、当社は秋元氏、張氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会 社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を、法が定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
 - 2.当社は、会社法第430条の3第1項に基づき、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険を保険会社との間で締結しております。当社 および当社のすべての子会社の取締役、監査役が対象であります。再任され就任いたしましたら引き続き被保険者となります。

保険契約の内容の概要:対象となる被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為(不作為を含む)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用を補償するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は保障対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社が負担します。

(ご参考) 当社における社外役員の独立性に係る基準について

当社は、コーポレートガバナンスの強化にとって必要な客観性及び透明性を確保するために、社外取締役(注 1)及び社外監査役(注2)(以下、併せて「社外役員」といいます。)の独立性に関する基準を以下のとおり定めております。

- 1. 現在及び過去において、当社グループの業務執行者(注3)でないこと。加えて、社外監査役は、当社グループの業務執行を行わない取締役及び会計参与(会計参与が法人の場合はその職務を行うべき社員)であったことが一度もないこと。
- 2. 最近過去5年間において、以下のいずれにも該当していないこと。
- (1) 当社の総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している大株主またはその業務執行者
- (2) 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者の業務執行者
- (3) 当社グループの業務執行者のうちの重要な者(注4) に該当する者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族または牛計を共にする者
- (4)上記2. (1)に該当する者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族または生計を共にする者
- 3. 最近過去3年間において、以下のいずれにも該当していないこと。
- (1) 当社グループを主要な取引先(注5) とする者またはその業務執行者
- (2) 当社グループの主要な取引先またはその業務執行者
- (3) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(注6)を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。)
- (4) 当社グループから多額の金銭その他の財産の寄付を受けている者またはその業務執行者
- (5) 当社グループとの間で、社外役員の相互就任の関係にある上場会社の出身者
- (6)上記2. (2)に該当する者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族または生計を共にする者
- (7)上記3. (1)から(4)までに該当する者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族または生計を共にする者
- 4. その他、一般株主との利益相反が生じるおそれがなく、また独立した社外役員として職務をはたせないと合理的に判断される事情を有していないこと。

以上

- 注1:「社外取締役」とは、会社法第2条第15号に定める社外取締役をいいます。
- 注2:「社外監査役」とは、会社法第2条第16号に定める社外監査役をいいます。
- 注3:「業務執行者」とは、株式会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、持分会社の業務を執行する社員 (当該社員が法人である場合は、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに相当する者)、 会社以外の法人・団体の業務を執行する者及び会社を含む法人・団体の使用人(従業員等)をいいます。
- 注4:「業務執行者のうちの重要な者」とは、業務執行取締役、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使 用人をいいます。
- 注5:「主要な取引先」とは、当社グループとの取引額が1事業年度につき連結売上高の10%を超える取引先である者または当社グループが借入をしている金融機関その他の大口債権者をいいます。
- 注6:「多額の金銭その他の財産」とは、その価額の総額が、個人の場合は1事業年度につき1,000万円以上、 団体の場合は連結売上高の2%を超えることをいいます。

第2号議案 役員賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役6名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額9百万円を 支給いたしたいと存じます。

なお、各役員に対する具体的な金額等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第3号議案 当社とアイアート株式会社との株式交換契約承認の件

当社とアイアート株式会社(以下、「アイアート」といいます。)は、当社を株式交換完全親会社、アイアートを株式交換 完全子会社とする株式交換(以下、「本株式交換」といいます。)を実施することを決議し、2021年7月29日に株式交換契約(以下、「本株式交換契約」といいます。)を締結いたしました。

つきまして、本議案において、本株式交契約についてご承認をいただきたく存じます。

本株式交換を行う理由、本株式交換契約の内容等は次のとおりです。

1. 株式交換を行う理由

当社は、1989年の設立以来、主な事業として美術品の公開オークション事業を営んでおり、豊富な経験に裏打ちされた美術品の鑑定眼、富裕層とのネットワークを強みとして事業を展開しております。

国内アートオークション業界で唯一の上場企業として、日本の美術品の価値を高めるべく、高額な美術品を戦略的に保有する「日本美術品市場再生プロジェクト」を進めてまいりましたが、美術品の価格は景気の影響を受けやすく、バブル崩壊以降のデフレ経済の中で一貫して低迷が続いており、市場全体の流通量も大幅に減少しておりました。

このような厳しい経営環境下で、当社グループも第31期事業年度(2019年6月1日~2020年5月31日)まで3期連続して営業損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、思うようにプロジェクトを進めることは叶っておりませんでしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大にともなう経済的影響の軽減を図るべく、大規模な金融緩和政策が採られたことにより、日本でも本格的なインフレ経済が進行する可能性が高まり、今後は美術品価格の名目上の上昇が予測され、日本の美術品市場の流通が拡大する可能性が出てきております。

また、2020年3月より新たな経営体制にて主幹事業であるオークションの営業力強化や不採算事業の整理、財務体質の見直し等の取り組みを進めたことにより、本第32期事業年度については第2四半期の決算において営業利益及び経常利益が黒字転換し、さらに2021年7月14日付の決算短信で開示した通り、通期連結決算でも4期ぶりに最終損益が黒字に転換いたしました。

■当社2021年5月期(2020年6月1日~2021年5月31日)連結決算実績

売上: 2.813.145千円/営業利益: 211.998千円/当期利益: 23.367千円

当社とアイアートは美術品オークション業界の競合他社として、業績向上に向け、互いに経営を行ってまいりました。当社代表の倉田陽一郎氏とアイアートの代表である伊勢彦信氏は、伊勢氏が世界有数の美術品のコレクターとして、もともとシンワアートオークションの顧客であり、親交もあったことから、日本の美術品市場の課題や今後の展望などについて、意見交換を重ねる中で、縮小した国内美術品市場の再生復興のみならず、広がる海外の美術品オークション市場との格差を埋めるために、国内のオークション会社においても同業者の結集も含めた競争力と勢力圏の拡大と海外市場へ打って出る戦略が必要不可欠との意見が一致しました。その中で、当社とアイアート社の将来的な事業統合も視野に入れ、2020年3月26日に開催された当社臨時株主総会にて、伊勢彦信氏と同じくアイアートの社外取締役であった秋元之浩氏の当社取締役就任の承認をいただき、経営に参画いただくこととなりました。結果として、現在、倉田陽一郎氏、伊勢彦信氏、秋元之浩氏の3

名は当社とアイアート社における利益相反関係を有する立場となっておりますが、当社経営への参画後は、これまでの企業 経営における経験・知見を発揮し、事業子会社を含めたグループの業績回復に向けた目標設定と定量・定性の目的意識および 達成意欲の醸成を図り、4期ぶりの黒字決算へ導く原動力となりました。

当社はこの国内経済市況の変化を捉え、強化した企業経営体制を最大限に活かし、国内外にわたる市場競争力を高めるためのポイントでもある規模と勢力圏の拡大を図ることで、日本の美術品市場の再生と活性化を一気に推し進めるべく、アイアート社との株式交換による企業統合を行い、当社の企業価値向上を目指してまいります。

一方、アイアートは2008年の設立以来、同じく厳しい経済環境の中でも

2018年10月期 売上:271,961千円/営業利益:34,166千円/当期利益:26,339千円

2019年10月期 売上:326,981千円/営業利益:53,899千円/当期利益:35,383千円

2020年10月期 売上:305.945千円/営業利益:34.392千円/当期利益:26.366千円

と直前期はコロナウイルス感染拡大に伴うイベント自粛によるオークション開催スケジュールの変更を余儀なくされたものの、着実な経営実績を上げてきております。創業十余年と美術品オークション業界でも後発ながら、全国各地から出品されるオークション実績を左右する要ともいえる優良美術品を発掘する高い営業力をもっており、また、直近のオークションでも1点で2億7千万円の高額落札を実現するなど、優良な顧客ネットワークを持っております。オーナーである伊勢彦信氏は、世界で『エッグ・キング』と称され鶏卵業界最大手企業を率いる傍ら、海外の有名美術館で自らのコレクションの展示会が開催されるほど、世界でも注目のアートコレクターでもあります。アイアートは、こうして培ってきた経験とネットワークで、2018年の設立10周年記念のオークションではパブロ・ピカソ作の『泣く女』が国内オークション史上最高落札額となる10億円以上で競り落とされるなど、国内外でも話題性が高く、注目のオークション会社であります。

海外にはサザビーズやクリスティーズなど7,000億円以上の売り上げを誇るメガオークション会社がありますが、日本のオークション会社の総取扱額は150億円~250億円と極端に遅れをとっております。1980年代後半から1990年にかけて、日本はアジアの主要な美術品市場で、その輸入額は6,000億円規模まで達していましたが、バブル崩壊以降、30年にわたるデフレ経済下で、その市場は縮小を続け、現在、日本は富裕層の数の多さの割に美術品市場の規模は世界全体の7兆5,000億円に対し2,580億円と極端に少なく、わずか3.4%しかない状況となっております。

2018年4月17日付で文化庁が発表したレポート「アート市場活性化にむけて」の中でも日本のアート産業の課題として採りあげられているように、世界的に見ても小さくなりすぎた日本の美術品市場に対して資金の流入が細くなっている状況を改善し、新たな資金を流入させる仕組み作りや日本美術の国際的な評価向上及び市場の活性化が急がれる中で、本経営統合では、まず国内の有力オークションハウス2社が同じグループになることで、より規模の大きなオークションハウスが誕生し、結果として国内のアート業界に刺激を与え活性化させるだけでなくアジアを中心に海外のアートコレクターやアート関連企業の注目度を高め、アジア発で世界に誇れるアートオークショングループを誕生させ、日本の美術品市場の地位を劇的に改善させることを目的といたします。

さらに、本経営統合後の事業展開については、日本初の本格オークションハウスとして国内のネットワークと実績をもつ当社と、伊勢代表のもとヨーロッパやアジアでのアートビジネスのネットワークを持つアイアートの経営資源を最大限活用

し、国内のみならず、海外からのアート資産及び資金の流入を促し、国内でのアート資産流通のハブとしての機能を担うべく、2021年1月15日付、当社ホームページにて公開しております中期経営ビジョンにおける「グローバル・アート・プラットフォーム構想」を速やかに遂行するよう事業を展開いたします。

2. 本株式交換契約の内容

当社がアイアートとの間で締結した本株式交換の内容は次のとおりです。

株式交換契約書(写し)

Shinwa Wise Holdings株式会社(以下「甲」という)とアイアート株式会社(以下「乙」という)とは、次のとおり株式交換契約(以下「本契約」という)を締結する。

第1条(本株式交換)

甲及び乙は、本契約に従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という)を行う。

第2条 (株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所は、下記のとおりである。

(1)甲(株式交換完全親会社)

商号: Shinwa Wise Holdings株式会社 住所: 東京都中央区銀座七丁目4番12号

(2)乙(株式交換完全子会社)

商号: アイアート株式会社

住所: 東京都港区新橋五丁目14番10号新橋スクエアビル3F

第3条(効力発生日)

本株式交換の効力発生日は、2021年9月9日とする。但し、本株式交換の手続の進行上の必要性その他の事由により、甲 乙協議し、合意の上、これを変更することができる。

第4条(本株式交換に際して交付する株式及びその割当て)

1 甲は、本株式交換に際して、乙の株主(但し、甲を除く)に対して、乙の普通株式に代わり、効力発生日の前日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された株主(但し、甲は除く)が保有する乙の普通株式の合計数に2544.5を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。

2 前項の対価の割当てに関して、甲は、効力発生日の前日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された各株主(但し、甲を除く)に対し、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式2544.5株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。

第5条 (甲の資本金及び準備金の額)

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い甲が別途適当に定める金額と する。

第6条 (株式交換契約の承認)

甲は2021年8月26日に定時株主総会を、乙は2021年7月29日に臨時株主総会を招集し、本契約を承認する決議を求める。 但し、本株式交換の手続の進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議し、合意の上、これを変更することができる。

第7条 (会社財産の管理等)

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、それぞれ善良な管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理 運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲乙協議の上、甲の同意を以て、これを行う。

第8条(乙による剰余金の配当の制限)

乙は、本契約締結後、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。

第9条(自己株式の消却)

乙は、効力発生日の前日までに開催する乙の臨時株主総会により、本株式交換により甲が乙の発行済株式(但し、甲が保有する乙の株式は除く)の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」という)において乙が保有する自己株式(本株式交換に関して行使される反対株主の株式買取り請求に係る株式の買取りによって乙が取得する自己株式を含む)の全部を基準時において消却する。

第10条(秘密保持)

- 1 甲及び乙は、本契約の締結に関連した交渉の経緯及び内容、本契約の締結に関連して相手方当事者から開示された秘密情報について、相手方当事者の書面による事前の同意がある場合を除き、これを第三者に開示し、又は漏洩してはならず、また本契約に基づき本株式交換を実施する目的以外で使用してはならない。但し、次の各号に定める事由のいずれかに該当する場合を除く。
 - (1)法令または証券取引所の規則上必要である場合

- (2)自己の役員及び従業員に対して、本契約のために合理的に必要とされる範囲で秘密情報を開示する場合(但し、開示を受ける者が少なくとも本条に定める秘密保持義務と同様の秘密保持義務を法令又は契約に基づき負担する場合に限る。)
 - (3)弁護士、公認会計士、税理士、司法書士、不動産鑑定士その他法律上守秘義務を負うアドバイザーに開示する場合 (4)公的機関の要請に従って開示する場合
- 2 前項に関わらず、次の各号に定める情報については、秘密情報から除外される。
 - (1) 開示を受けた時点で、受領者が既に保有していた情報
 - (2) 開示を受けた時点で、既に公知であった情報
 - (3) 開示を受けた後、受領者の責に帰さない事由により公知となった情報
 - (4) 受領者が開示者の秘密情報を利用することなく独自に開発した情報
 - (5)受領者が正当な権限を有する第三者より守秘義務を負うことなく開示を受けた情報
- 3 甲及び乙は、本契約が解除された場合には、相手方当事者からの要請に従い、相手方当事者から開示された秘密情報が記載又は記録された媒体を速やかに返却又は廃棄する。

第11条 (表明保証)

甲及び乙は、本契約締結日及び効力発生日において、下記の事項が真実かつ正確であることを表明し、保証する。

- (1)日本法に基づき適法かつ有効に設立され、かつ存続する株式会社であり、現在行っている事業に必要な権限及び権能を 有していること。
- (2) 本契約の締結及び履行について、取締役会の決議も含め、法令及び定款その他の社内規則上必要とされる一切の手続きを完了しており、その他第三者との契約にも違反するものではないこと。
- (3) 乙の株式数及び株主名は甲に交付した株主名簿記載のとおりであり、同株主名簿に記載されている株式以外に、発行されている乙の株式は存在せず、また、同名簿に記載されている株主以外に、株主は存在しないこと。
- (4)相手方に対して開示した期間における計算書類(以下「本件計算書類」という。)は、日本国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って作成されており、それぞれの本件計算書類が対象とする各期日、及び同日に終了した年度又は期間における対象会社の財務状態及び経営成績を重要な点において適正に示していること。また、本件計算書類は、重要な事項に関する虚偽の記載を含まず、また、記載すべき重要な事項の記載を欠いていないこと。
- (5)本件計算書類に表示されている債務及び本基準日以降通常の業務の範囲内において生じた債務以外に、重大な債務(オフバランス取引、保証債務等の未発生の債務、潜在債務、偶発債務、簿外債務、契約不適合責任・不法行為に基づく債務、労働債務、保証債務、租税債務に基づく債務を含むが、これらに限られない。)を負担していないこと。
- (6)その資産、経営、業務遂行、財政状態、業績、キャッシュ・フローの状況その他の状態、若しくは業績予想等、又は本株式交換に重大な悪影響を及ぼす事象が存在しないこと。また、甲及び乙の財産又は収入に対して担保提供、差押、仮差押、仮処分又は滞納処分はなされておらず、また、そのおそれもないこと。

(7)債務超過、支払不能又は支払停止等に該当する事実その他の倒産手続の開始事由は生じておらず、それが生じるおそれもないこと。

第12条 (反社会的勢力の排除)

- 1 甲及び乙は、自らまたは役員が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力 団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以 下同じとする。)に現在及び将来にわたって該当しないこと、並びに、反社会的勢力と次の各号の一にでも該当する関係を現 在及び将来にわたって有しないことを誓約する。
 - (1) 反社会的勢力が経営に支配的な影響力を有すること
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
 - (3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、不当に反社会的勢力を利用すること
 - (4)反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていること
 - (5) その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 甲及び乙は、自己又は第三者を利用して次の各号の行為を行ってはならない。
 - (1)暴力的な要求行為
 - (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4)風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を棄損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5)その他前各号に準ずる行為
- 3 甲及び乙は、反社会的勢力への該当性の判断の為に調査を要すると判断した場合、相手方に対し調査に協力するよう求めることができる。相手方は、これに必要な資料を提出しなければならない。
- 4 甲又は乙は、自己の責めに帰すべき事由の有無を問わず、相手方が本条の規定に違反した場合、何ら催告等の手続を要せず、甲と乙の間にて締結された全ての契約を解除することができるものする。この場合、契約の解除を行った当事者は、相手方に損害が生じても何らこれを賠償ないし補償することを要しない。また、解除を行った当事者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償する。

第13条 (本契約の変更及び解除)

1 本契約の締結後、効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生又は判明した場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合は、甲乙協議し、合意の上、本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

- 2 甲及び乙は、次のいずれかの場合には、効力発生日前に限り、本契約を解除することができる。
 - (1)相手方が第11条に定めるそれぞれの表明保証に、本株式交換の実行に重大な悪影響を及ぼす違反があった場合
 - (2) 相手方が本契約上の義務について重大な不履行又は違反があった場合
 - (3)自らの責めに帰すべからざる事由により、効力発生日までに、本株式交換が実行されなかった場合
 - (4)相手方について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他法令上の倒産手続の申立 てがされた場合

第14条(補償)

甲及び乙は、本契約に定められた義務に違反し又は表明保証した事項が真実かつ正確でなかったことによって、相手方に損害、損失、費用等が生じた場合は、相手方に対して、当該損害等を賠償又は補償する。

第15条(費用)

甲及び乙が、本契約の検討、作成、交渉、締結、履行その他本契約上の義務を履行するために負担した一切の費用については、特段の合意がない限り、各当事者の負担とする。

第16条(本契約上の地位等の譲渡禁止)

甲及び乙は、相手方当事者の書面による事前の承諾なくして、本契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務の全部 又は一部を、第三者に譲渡若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

第17条(本契約の効力)

本契約は、甲及び乙の株主総会の承認又は法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失うものとする。

第18条 (規定外事項)

本契約に規定するもののほか、本株式交換に関して協議すべき事項が生じた場合は、甲乙協議の上、円満に解決するものとする。

第19条(準拠法)

本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。

第20条(管轄裁判所)

甲及び乙は、本契約に関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることにつき 合意する。 本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

2021年7月29日

甲:東京都中央区銀座七丁目4番12号 Shinwa Wise Holdings株式会社 代表取締役 倉田 陽一郎

乙:東京都港区新橋五丁目14番10号

新橋スクエアビル3F アイアート株式会社 代表取締役 伊勢 彦信

- 3. 会社法施行規則第193条に定める内容の概要
- (1)株式交換対価の相当性に関する事項

①本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	アイアート (株式交換完全子会社)
株式交換に係る割当て比率	1	2,544.5
株式交換により交付する株式数	当社の普通株式:2,544,500株(予定)	

(注1) 株式の割当比率

アイアートの普通株式1株に対して当社の普通株式2544.5株を割当て交付いたします。なお、本株式交換の効力発生日の前日までの間において、当社またはアイアートの財産状態または経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生または判明した場合、その他本株式交換契約の目的の達成が困難となった場合には、当社及びアイアートは、協議し合意の上、この株式交換比率を変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する株式数

当社は、本株式交換に際して、本株式交換の効力発生日の前日の最終のアイアートの株主名簿に記載または記録されたアイアートの株主の皆様に対し、アイアートの普通株式に代わり、その有するアイアートの普通株式の数の合計に2544.5 を乗じて得た数の当社の普通株式を交付する予定です。また、当社は、本株式交換により交付する一部の株式に、当社が保有する自己株式332.882株を充当する予定であるため、新たに2.211.618株の普通株式を発行する予定です。

なお、アイアートは、本日現在では自己株式を保有していないものの、本株式交換により当社がアイアートの発行済株式 (但し、当社が保有するアイアートの株式は除きます。)の全部を取得する時点の直前時(以下、「基準時」といいます。)までに自己株式を保有することとなった場合(本株式交換に関して行使される反対株主の株式買取り請求に係る株式の買取りによってアイアートが自己株式を保有することとなる場合を含みます。)には、法令等に従い、その全部を、基準時をもって消却する予定です。また、本株式交換により交付する株式数は、2021年7月15日現在におけるアイアートの発行済普通株式の総数(1,000株)に基づいて算定した普通株式数であり、アイアートによる自己株式の取得・消却等の理由により変動する可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式 (100株未満の株式) を保有することとなるアイアートの株主の皆様におかれましては、株式数に応じて本株式交換の効力発生日以降の日を基準日とする当社の配当金を受領することになりますが、東京証券取引所においてその保有する単元未満株式を売却することはできません。当社の単元未満株式を保有することになる株主の皆様につきましては、本株式交換の効力発生日以降、当社の株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

- (ア)単元未満株式の買取り制度(100株未満株式の売却)会社法第192条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対してその保有する単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。
- (イ)単元未満株式の買増制度(100株への買増し)会社法第194条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対してその保有する単元未満株式とあわせて1単元となる数の単元未満株式の売り渡しを請求できる制度です。

(注4) 一株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、当社の普通株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなるアイアートの株主の皆様に対しましては、会社法第234条に従い、1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

②本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

(ア) 割当ての内容の根拠及び理由

当社は株式交換比率について、その公正性・妥当性を確保するため、当社及びアイアートから独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、その第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、当社監査役会からの株式交換におよぶ前提条件と子会社化後の「のれん代」の償却等による税務会計上の留意と特別利害関係者を含むガバナンスの安定に関する指摘事項等々を考慮したうえで、慎重に検討し、交渉・協議を重ねた結果、2021年7月29日に開催された取締役会において、本株式交換契約の締結を決議いたしました。

なお、本株式交換の効力発生日の前日までの間において、当社またはアイアートの財産状態または経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生または判明した場合、その他本株式交換契約の目的の達成が困難となった場合には、当社及びアイアートは、協議し合意の上、この株式交換比率を変更することがあります。

- 51 -

(イ) 算定に関する事項

A. 算定機関の名称並びに上場会社及び相手会社との関係

当社は株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたって、公平性・妥当性を担保するため、当社及びアイアートから独立した第三者算定機関である株式会社キャピタル・ストラテジー・コンサルティング(以下、「キャピタル・ストラテジー」といいます。)に算定を依頼いたしました。キャピタル・ストラテジーは、当社及びアイアートの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

B.算定の概要

キャピタル・ストラテジーは、当社については、金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法(本株式交換に係る取締役会決議日の前営業日を基準日として、東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における基準日終値、基準日までの直近1ヶ月間、直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間の各取引日における終値単純平均値)を採用した。アイアートについては、美術商を営む上場会社の中で、美術品関連がテーマの企業を選定したが、アイーアートの主たる事業であるオークション事業を営む比準対象の想定類似会社が1社であったため、類似会社比準法の適用が困難であることから、類似会社比準法を不採用といたしました。加えて、アイアートの将来の事業活動の状況を算定に反映する目的から、ディスカウンテッド・キャッシュフロー法(以下、「DCF法」といいます。)による算定を行いました。

キャピタル・ストラテジーが各評価手法に基づき算出した株式交換比率 (アイアートの普通株式 1 株に対して交付する当社の普通株式の割当数) は以下のとおりです。

採用	株式交換比率の		
当社	アイアート	算定レンジ	
市場株価法	DCF法	1:1,723.9~1:2,255.4	

キャピタル・ストラテジーは、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報、一般に公開された情報等を使用し、使用したそれらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであること、かつ、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でキャピタル・ストラテジーに対して未開示の事実はないことを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、キャピタル・ストラテジーは、両社とその子会社・関連会社の資産または負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)について個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。キャピタル・ストラテジーによる株式交換比率の算定は、アイアートの中期事業計画(2021年10月期~2025年10月期)及び直近までの業績動向などを考慮した財務予測について、現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に検討または作成されたことを前提としております。

上記DCF法による算定の基礎となるアイアートの財務予測には、今後のコロナウイルス感染拡大等に伴う、事業 運営への影響や当社の完全子会社化によるシナジー効果などは考慮しておりません。営業利益については、2020年 10月期の34.3百万円に対し、2021年10月期は30.9百万円(9.9%減)と減益を見込んでおりますが、これは2020年 4月以降の断続的に発令されている新型コロナ感染症の感染拡大による、オークション開催自粛とそれらに伴う収益 の減少によるもので、今後の業績に及ぼす影響は軽微なものと考えます。

(ウ) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社は、本株式交換において株式交換完全親会社となり、また、株式交換完全子会社となるアイアートは非上場会社であることから、該当事項はありません。

(エ) 公正性を担保するための措置

当社は、本株式交換に際して、公正性を担保することを目的とし、当社及びアイアートから独立した第三者算定機関としてキャピタル・ストラテジーを選定し、本株式交換に関する株式交換比率の算定書を取得いたしました。なお、当社は、キャピタル・ストラテジーより、合意された株式交換比率がそれぞれの株主の皆様にとって財務的見地より妥当である旨の意見書(いわゆるフェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

(オ) 利益相反を回避するための措置

当社の取締役会における本株式交換契約の締結に関する議案は、当社の全取締役(アイアートの取締役を兼務し、かつ株主である伊勢彦信氏と秋元之浩氏及び株主である自田陽一郎氏を除きます。)の全員一致により承認可決されております。また、当社の監査役会は、本株式交換にあたり、以下利益相反関係を伴う特別利害関係者がいることを鑑み、今後の社外取締役によるガバナンスを高めるために、中立的な社外取締役の選任をするべきであるとの旨の意見を述べております。なお、自田陽一郎氏(当社代表取締役社長兼アイアート株主)及び伊勢彦信氏(当社取締役会長兼アイアート代表取締役兼アイアート株主)及び秋元之浩氏(当社社外取締役兼アイアート社外取締役兼アイアート株主)は、特別利害関係者として、利益相反を回避する観点から、いずれも当社の取締役会における本株式交換に関する議案の審議及び決議には参加しておりません。

(2) 当社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換に際して増加する当社の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い当社が別途適当に 定める金額とする。

(3) 株式交換に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項 当該事項はありません。

(4) アイアート株式会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

株式交換完全子会社であるアイアート株式会社の最終事業年度 (2019年11月1日から2020年10月31日) に係る計算書類等の内容については、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイト (https://www.shinwawise.com/) において掲載しております。

- (5) アイアート株式会社の最終事業年度の末尾後の日を臨時決算日とする臨時計算書類の内容 該当事項はありません。
- (6) 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容 ①当社

当社は、2021年7月29日開催の取締役会において、アイアート株式会社との間で、当社を株式交換完全親会社とし、アイアートを株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換は、2021年8月26日開催の当社定時株主総会の決議による承認を得たうえで、2021年9月9日を効力発生日として行う予定です。本株式交換の内容は上記「2.本株式交換契約の内容」に記載のとおりです。

②アイアート株式会社

アイアートは2021年7月29日開催の取締役会において、当社との間で、当社を株式交換完全親会社とし、アイアートを株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換は、2021年8月26日開催の当社定時株主総会の決議による承認を得たうえで、2021年9月9日を効力発生日として行う予定です。本株式交換の内容は上記「2.本株式交換契約の内容」に記載のとおりです。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区銀座七丁目 4番12号 Shinwa Wise Holdings株式会社 1階ホール 電話 03 (5537) 8024



交通 JR線 有楽町駅より徒歩8分 新橋駅より徒歩5分 東京メトロ銀座線 銀座駅より徒歩6分 新橋駅⑤番出口より徒歩5分



なお、本会場には、駐車場のご用意がございませんので、 お車でのご来場はご遠慮ください。

